

Adobe デベロッパー追加条件

最終更新日：2018年6月5日。以前のすべてのバージョン（以前のバージョンのデベロッパー利用条件および Adobe Exchange 契約を含む）を完全に置き換えます。

お客様による Adobe Creative Cloud と Document Cloud サービスおよびソフトウェアの Adobe SDK、API および作品の使用には、これらの「追加条件」が適用されます。本条件は Adobe 一般利用条件を補完するものであり、これに組み込まれ、<http://www.adobe.com/legal/terms.html> に記載されています（本追加条件と一般利用条件を総称して「条件」といいます）。本追加条件で定義されていない用語は、Adobe 一般利用条件で定義される意味を持つものとしします。

これらの「条件」に対するお客様の同意は、Adobe Creative Cloud と Document Cloud サービスおよびソフトウェアの Adobe SDK、API および作品に関するお客様と Adobe との間の以前の契約に優先します。これらの「条件」は、Adobe Experience Cloud 製品またはサービスの Adobe SDK、API および Exchange のサイトの使用には適用されません。

1. 定義。

- 1.1. 「**Adobe ID**」とは、お客様がデベロッパーアカウントを作成し本サービスにログインおよびアクセスするのに使用する、一意のユーザー名およびユーザーパスワードとプロフィール情報を意味します。
- 1.2. 「**Adobe Payment Processor**」とは、Adobe のサードパーティ支払いプロセッサを意味します。これは、別途直接支払いプロセッサ契約を締結し、特定の追加情報を提供する必要がある場合があります。
- 1.3. 「**Adobe サインインボタンおよびサインインテンプレート**」とは、adobe.io ポータルの「ブランドガイドライン」に示され、説明されているように、個別のボタンの画像と、Adobe によって有効化され、本サービスのログインメカニズムを容易にするまたは開始するための視覚プロンプトとしてユーザーインターフェイスでの表示が求められるサインイン画面のインターフェイステンプレートを意味します。
- 1.4. 「**Adobe 商標**」とは、adobe.io ポータルの「ブランドガイドライン」の Adobe 商標、名前、ロゴ、アイコン、「バッジ」、「Creative ブランド」を意味し、Adobe Exchange Service を通じてお客様の承認されたデベロッパーソフトウェアの利用可能性を促進するために Adobe Exchange ポータルで提供されます。
- 1.5. 「**AIR SDK**」とは、AIR ビルドツール、AIR オブジェクトコード再配布可能ファイル、AIR ランタイムコンポーネント、AIR SDK ソースファイル、および AIR サンプルコードを指します。
- 1.6. 「**AIR Build Tools**」とは、AIR SDK に付属するビルドファイルコンパイラー、ランタイムライブラリ（完全なランタイムソフトウェアではありません）を意味します。これには、bin、lib およびランタイムディレクトリの内容、adl.exe、adl.bat、adt.jar などが含まれます。
- 1.7. 「**AIR オブジェクトコード再配布可能ファイル**」とは、オブジェクトコード形式のファイルを意味し、本追加条件に関連してお客様に提供される SDK のバージョンに含まれている場合は、`/runtimes/air-captivate/mac` フォルダー、`/runtimes/air-captivate/win` フォルダー、`lib/aot/lib` フォルダー、`/lib/android/lib/runtimeClasses.jar` フォルダー、および `/runtimes/air/android/device/Runtime.apk` フォルダーにあります。
- 1.8. 「**AIR ランタイムコンポーネント**」とは、ランタイムソフトウェアディレクトリ（ランタイムフォルダーなど）に格納されている個々のファイル、ライブラリ、実行可能コードや、ユーティリティディレクトリまたはインストーラーファイルに含まれているランタイムソフトウェアユーティリティを意

味します。Adobe AIR.dll、ランタイム実行可能ファイル、template.exe、template.appなどは「ランタイムコンポーネント」の例です。

1.9. 「AIR ランタイムソフトウェア」とは、「Adobe AIR」と呼ばれるオブジェクトコード形式の Adobe ランタイムソフトウェアのことで、エンドユーザーがインストールし、ソフトウェアのアップデートはすべて Adobe から提供されます。

1.10. 「AIR SDK ソースファイル」とは、「frameworks」ディレクトリに含まれているソースコードファイルで、本追加条件を伴って提供されます。

1.11. 「API」はアプリケーションプログラミングインターフェイスを意味し、ソフトウェアコンポーネントがどのように相互作用するかを指定する一連のルーチン、プロトコル、およびツールです。API は、ヘッダーファイル、JAR ファイル、SDK プラグイン API（ヘッダーファイル内で定義され、プラグインサンプルコードでデモされる）およびオブジェクト形式および/またはソフトウェアおよびサービスへのアクセスおよび相互運用を容易にするために変更を行っていない「デベロッパーソフトウェア」を配布するために Adobe が SDK の一部に含めているライブラリとして提供される関連情報で指定できます。この定義には、AIR SDK を含むこれらの「追加条件」に基づいて提供されるすべての API が含まれます。

1.12. 「API キー」とは、お客様の Adobe ID に割り当てられ、Adobe がお客様の API アクティビティとデベロッパーソフトウェアを関連付けて認証を行うのに使用する、API アクセス資格情報を意味します。

1.13. 「バッジ」とは、「ブランドガイドライン」または「ポータル」のバッジとして識別されているロゴ、アイコン、およびテキストを含む商標を意味します。

1.14. 「ブランドガイドライン」とは、お客様の Adobe 商標の使用に関連して Adobe が公開またはお客様に提供する、指示またはガイドラインを意味します。

1.15. 「Creative ブランド」とは、adobe.io ポータルの「ブランドガイドライン」に記載されている「バッジ」、「Adobe サインインボタン」、「サインインテンプレート」、および「機能アイコン」を意味します。

1.16. 「デベロッパーソフトウェア」とは、SDK および API を使用して開発または使用して開発したソフトウェアアプリケーション、プログラム、アドオン、エクステンション、プラグインおよびその他のテクノロジーを意味し、「サービス」または「ソフトウェア」にアクセス、機能、または相互運用する、「サービス」または「ソフトウェア」に対する機能を提供します。

1.17. 「機能アイコン」とは、Adobe によって提供され、本「サービス」または「ソフトウェア」個別の機能、コンポーネント、またはプロセス機能を一意に特定するためにユーザーインターフェイスでの表示が求められる、グラフィックアイコンを意味します。

1.18. 「ポータル」とは、<https://www.adobe.io/>にある Adobe デベロッパーサイトおよび <https://adobeexchange.com/>にある Creative Cloud および Document Cloud の Adobe Exchange サイトとプロデューサーポータルを意味します。

1.19. 「禁止されたデータ」とは、Adobe が電話番号、電子メールアドレス、政府発行の身分証明書番号、氏名、郵便番号など特定の自然人（デバイスではなく）を特定できるデータを意味します。

1.20. 「サンプルコード」とは、お客様がこれらの「条件」に従って「デベロッパーソフトウェア」に組み込むために当社が提供する「サンプルファイル」を除く、オブジェクトコードおよび/またはソースコードを意味します。

1.21. 「SDK」とは、Adobe ソフトウェア開発キットとすべての関連する素材、システムファイル、「サンプルコード」、ツール、プログラム、ユーティリティ、プラグイン、「サンプルファイル」、および関連ドキュメントを意味します。この定義には、AIR SDK および PhoneGap SDK を含む、これらの「追加条件」に基づいて提供されるすべての SDK が含まれます。

1.22. 「作品」とは、Adobe Stock ウェブサイトで「標準」と指定された画像のみを意味します。「作品」では、特にビデオ、3D コンテンツ、プレミアムコンテンツ、「エディトリアル専用」と指定されたコンテンツ、および「標準」として指定されていない他のコンテンツは除外されます。

2. デベロッパーの資格情報。

2.1. **Adobe ID。**お客様は SDK、「API キー」または「ポータル」を取得して使用するために、Adobe ID とオンラインデベロッパーアカウントプロフィールを必要なアカウント情報をもって作成するか、またはプラグインかエクステンションを作成する必要があります。お客様はアカウントのプロフィールを、現在の連絡先情報を含む最新のアカウント情報をもとに常に最新の状態に保つ必要があります。お客様は、お客様のアカウントを通じて発生するすべての活動に責任があります。お客様のアカウントの無許可の使用に気付いた場合、直ちに Adobe カスタマーサポートに通知してください。お客様は、(a) お客様のアカウント情報を共有すること（許可されたアカウント管理者を除く）、または (b) 他のユーザーのアカウントを使用することはできません。

2.2. **API キー。**関連する API が「サービス」または「ソフトウェア」にアクセスするために「API キー」を必要とする場合は、各「デベロッパーソフトウェア」ごとに別々の「API キー」を取得する必要があります。当社が「デベロッパーソフトウェア」の配布を承認するまで、「API キー」は「デベロッパーソフトウェア」の内部開発およびテストにのみ使用でき、サードパーティに提供された「デベロッパーソフトウェア」との関連では使用できません。承認プロセスの詳細は、これらの「条件」、「ポータル」、または当社からお客様に通知されます。

2.3. **API 使用データ。**SDK、API または「ポータル」を使用して、いずれかの「デベロッパーソフトウェア」の集計データを収集することがあります。この情報は、お客様の Adobe ID およびオンラインデベロッパーアカウントプロフィールに関連付けられており、それにより、セキュリティの維持、パフォーマンスの監視、品質と機能の向上を可能にします。

3. ライセンス。

3.1. **Adobe の知的財産権。**サービスおよびソフトウェアに含まれるアイテムは、Adobe およびそのサプライヤーの知的財産であり、米国の著作権法および特許法、国際条約の規定、およびアイテムが使用される国での適用法により保護されています。理由の如何に関係なく、SDK または API、またはお客様が複製したいずれかの SDK または API のコンポーネントのコピーすべてに、Adobe が提供するアイテムと同じ著作権表示、および必要に応じて他の所有権表示を付すようお客様が万全を期すものとします。Adobe およびそのサプライヤーは、オリジナルまたはその他のコピーが存在する可能性がある形式またはメディアに関係なく、サービスまたはソフトウェアのアイテム、記録されたメディア、およびそれらに続いて作成されるコピーの権原および所有権を有します。

3.2. **お客様が Adobe に付与するライセンス。**お客様は、デベロッパーソフトウェアを使用、複製、その他の方法でテストし、配布を承認するための、世界規模で非独占的なライセンスを当社に許諾します。お客様が、「サービス」（Adobe Exchange Service など）で利用できるように「ポータル」（Adobe Exchange ポータルなど）を介して「デベロッパーソフトウェア」を提出する場合、お客様は世界規模で非独占的なロイヤリティなしで完全支払い済みの無償のライセンスを Adobe に付与し、「サービス」を介して「デベロッパーソフトウェア」をエンドユーザーに公開表示、公開で実行、変更、サブライセンス、および配布します。お客様は、Adobe に対してお客様の名称、ロゴ、または他のマークや説明資料を使用し、さらに本ソフトウェアおよびサービスおよびお客様の「デベロッパーソフトウェア」を宣伝する目的で、お客様またはお客様の「デベロッパーソフトウェア」を公に参照するための世界規模で非独占的なライセンスを許諾します。

3.3. **Adobe がお客様に付与するライセンス。**

(a) **内部開発。**これらの「条件」に基づき、お客様の「デベロッパーソフトウェア」の内部開発およびテスト用に SDK および「API キー」を使用し複製するための非独占的、譲渡不能、取消し可能なライセンスを付与します。

(b) **配布。**セクション 4 に定められた承認権を含むこれらの「条件」に基づき、承認された「デベロッパーソフトウェア」内において、および「デベロッパーソフトウェア」と共に SDK および「API キー」を使用、複製および配布するための非独占的かつ譲渡不能で取り消し可能なライセンスをお客様に許諾します。

(c) **サンプルコード。**お客様の「デベロッパーソフトウェア」とともに、当社が SDK と共に提供するサンプルコード（SDK に含まれるフォルダーおよびファイル内で「サンプルコード」とラベル付けされているかどうかにかかわらず）の全部または一部を使用、変更または統合することができます。セクション 4 の承認権に基づき、「サンプルコード」およびその変更は、「デベロッパーソフトウェア」の一部としてオブジェクトコード形式でのみ配布することができます。お客様は、これらの「条件」に基づいて許可された「サンプルコード」のすべてのコピー、変更、または統合において、Adobe の著作権、免責事項、またはその他の所有権に関する注意事項（「サンプルコード」に記載されているもの）をすべて保持し、複製することに同意します。当社が提供する「サンプルコード」の変更部分または統合部分には、これらの「条件」が適用されます。

3.4. **変更。**当社は、あらゆる SDK、API（その部分または機能の一部を含む）または「ポータル」を、お客様またはいかなる相手に対する通知なく、または責任を負うことなく、随時変更、更新または廃止することがあります。

3.5. **非公開 API。**アクセス権が付与された時点で一般向けに文書化されていない API は、一般に表示または公開することはできません。このような未公開の API の使用には、機密保持の追加義務が課されることがあります。

3.6. **サードパーティ利用条件。**SDK または API には、無償やオープンソースソフトウェアなどのサードパーティソフトウェアが含まれている場合があります。また、別の使用許諾契約書に通常記載されている追加条件や、「ReadMe」ファイル、または <http://www.adobe.com/go/thirdparty> にある「パーティソフトウェア通知および/または追加利用条件」（総称して「サードパーティライセンス条項」といいます）の対象となる場合があります。「サードパーティライセンス利用条件」により、お客様はお客様のエンドユーザーに通知を渡すことが求められる場合があります。「サードパーティライセンス利用条件」は、これらの「条件」と「サードパーティライセンス利用条件」の条項の間に矛盾が生じた場合に適用されます。

3.7. **その他の Adobe のサービス**これらの「条件」は、Adobe の「サービス」、「ソフトウェア」、またはそれらを介してアクセスするコンテンツのいずれの権利もお客様に付与しません。

4. デベロッパーソフトウェアの配布。

4.1. **Adobe による承認。**当社は、当社の単独の裁量により当社が承認しない限り、「デベロッパーソフトウェア」（「デベロッパーソフトウェア」による「サービス」および「ソフトウェア」へのアクセスを含む）の配布を制限する権利を有します。お客様は、Adobe またはそのユーザーに影響を与える可能性があるセキュリティ問題の特定を含め、お客様の「デベロッパーソフトウェア」が「条件」に準拠しているかどうかを当社が承認の一部として確認することができることを認め、同意するものとします。また、当社は、デベロッパーソフトウェアの変更（バグ修正、更新、アップグレード、改訂、および新リリースを含む）に対する再承認を求める権利を有します。承認プロセスの詳細は「ポータル」に記載されています。当社は、これらの「Adobe 一般利用条件」または「追加条件」の将来のバージョンへの非順守を含め、理由の如何にかかわらず、いつでも「デベロッパーソフトウェア」の承認を取り消すことができます。「デベロッパーソフトウェア」の承認が取り下げられた場合は、通知を受けてから 10 日以

内に「デベロッパーソフトウェア」の配布を中止し、サービスまたはソフトウェアへのアクセスを停止する必要があります。

4.2. **配布チャネル。** 当社は、承認された「デベロッパーソフトウェア」が Adobe Exchange Service を通じて配布されるように要求し、承認された「デベロッパーソフトウェア」の当社が承認しないチャネルを通じた配布を制限する権利を有します。

5. 要件および制限。

5.1. **改変またはリバースエンジニアリングの禁止。** これらの利用条件で明示的に許可されている場合を除き、(a) SDKの一部を変更、他のシステムに移植、翻案、または翻訳すること、または (b) リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルまたはいずれかの SDK または API のソースコードまたは一部の解読を試みることはできません。お客様の管轄権の法律により、SDK のライセンス部分を他のソフトウェアと相互運用可能にするのに必要な情報を得るために SDK の逆コンパイルを行う権利が与えられている場合、その情報の提供を当社に要求した後はじめてかかる権利を実行できます。当社は、当社の裁量により、SDK ソースコードにおける当社および当社のサプライヤーの独占的権利が保護されることを保証するために、かかる情報をお客様に提供するか、ソースコードのそのような利用に対して合理的な費用を含む妥当な条件を課すことがあります。

5.2. **ソフトウェアまたはサービスへの干渉の禁止。** API によって許可されている場合を除き、(a) サービスおよびソフトウェアの「説明」または「情報」画面またはページを削除する、または (b) サービスおよびソフトウェアやそのコンポーネントの機能および/または外観を妨げる「デベロッパーソフトウェア」を作成することはできません。

5.3. **サービスまたはソフトウェアのローカライズの禁止。** サービスまたはソフトウェアのローカライズを可能にするソフトウェアを開発するために SDK を使用することはできません。「ローカライズ」とは、インストールされた「サービス」または「ソフトウェア」（「サービス」または「ソフトウェア」のユーザーインターフェイスを含みますがこれらに限定されません）のデフォルトの言語を変更することを意味します。

5.4. **バンドル解除の禁止。** SDK は、様々なアプリケーション、ユーティリティおよびコンポーネントを含んでいる場合、複数のプラットフォームおよび言語をサポートする場合、または複数のメディアまたは複数のコピーによりお客様に提供される場合があります。それにもかかわらず、SDK は、本追加条件で認められているとおり、コンピューター上およびプラットフォーム上で単一の製品として使用されることを目的としたものであり、単一製品として設計されてお客様に提供されています。お客様は SDK のすべてのコンポーネントパーツを使用する必要はありませんが、SDK のコンポーネントパーツを配布、譲渡、再販、または別のコンピューター上で使用するために、バンドルを解除したり再パッケージ化したりすることはできません。

5.5. **マルウェア。** お客様は「サービス」または「ソフトウェア」のいかなる部分についても、破壊や混乱を生じさせることが目的のウイルス、トロイの木馬、ワーム、時限爆弾、キャンセルボット、またはその他悪意のあるソフトウェアに公開する行為を行わないものとします。

5.6. **違法ソフトウェア。** 市販目的に沿って使用した場合に法律、法令、条例、規則または権利（知的財産、コンピュータースパイウェア、プライバシー、貿易管理、不正競争、差別禁止または虚偽広告に関する法律、規則または権利を含む）に違反するデベロッパーソフトウェアを作成するために「サービス」または「ソフトウェア」を使用することはできません。

5.7. **貿易管理。** お客様の「デベロッパーソフトウェア」は、米国および各国の輸出入およびお客様の「デベロッパーソフトウェア」の使用を管理する法律、制限および規制（総称して「貿易法」といいます）の対象となります。お客様は、「デベロッパーソフトウェア」の輸出、輸入および使用に関して、該当する政府当局から必要な許可をすべて受けていることを表明し、保証します。さらに、お客様は、禁輸された国や制限された国（イラン、シリア、スーダン、キューバ、クリミア、北朝鮮など）輸出を

禁止または制限している国の国民ではなく、かつ、それらの国に居住していないことを表明し保証するものとします。

5.8. **オープンソースソフトウェア。**お客様は、SDK または API、またはそのいかなる部分についても、Adobe の知的財産をサードパーティにライセンス供与する必要がある、またはサードパーティと共有する必要があるライセンス条件（例として GPL ライセンス条項）に従うことが求められるソフトウェアと併合、統合、または使用しないものとします。

5.9. **利用の制限。**コール数が API、ソフトウェアまたはサービスに悪影響を及ぼすと当社が確信した場合、当社は API が受け取る、または API へのコールの数または種類を制限する場合があります。

5.10. **サブライセンスの禁止。**サードパーティが使用するために API をサブライセンスすることはできません。お客様は、(a) SDK または API にメンバーシップまたは購読単位の権利を含むその他の権利を賃貸、リース、貸与、または付与すること、また、(b) SDK または API をコンピューターサービス事業、サードパーティのアウトソーシング施設またはサービス、サービスビューローにおける処理、ネットワーク、またはタイムシェアリングを使用することはできません。

5.11. **API 同様に機能するソフトウェアを作成すること。**重要な機能や API によって提供されるものを超える機能を追加していない「デベロッパーソフトウェア」を作成することはできません。お客様は、Adobe の技術や製品と競合または類似する「デベロッパーソフトウェア」を作成することはできません。Adobe は、独自の裁量により、Adobe の技術または製品と類似または競合する「デベロッパーソフトウェア」を拒否または排除します。

5.12. **エンドユーザーデータ。**お客様が個人を識別できる情報を「デベロッパーソフトウェア」を通して収集する場合、お客様は (a) 適用されるすべてのプライバシーに関する法律や規制に従い、(b) プライバシーに関する声明にユーザーが簡単にアクセスできるようにお客様の「デベロッパーソフトウェア」に掲載し、この声明にエンドユーザー個人を識別できる情報を収集、使用、Adobe とサードパーティと共有する方法について明確かつ正確に記述し、さらに (c) お客様のエンドユーザーのプライバシーを尊重して、プライバシーに関する声明の誓約を履行および順守することに同意するものとします。お客様の「デベロッパーソフトウェア」は、「禁止されたデータ」を Adobe に送信できません。

5.13. **禁止されたデータの送信。**お客様の「デベロッパーソフトウェア」は、(a) 「禁止されたデータ」を Adobe に送信、提供または利用可能にすること、そして、(b) お客様がサードパーティから取得したその他のデータと共に当社に提供するデータのリンク、組み合わせまたは相互比較によって「禁止されたデータ」を抽出することはできません。

5.14. **プライバシー。**Adobe プライバシーポリシー (<http://www.adobe.com/go/privacy>) により、Web サイトの閲覧状況を追跡することが認められており、追跡のトピック、および Cookie、Web ビーコン、および同様のデバイス使用方法が詳細に規定されています。

5.15. **Adobe による開発の阻止の禁止。**当社は現在、お客様の「デベロッパーソフトウェア」に類似または競合するデザインまたは機能を有しているか、有している可能性がある技術または製品を開発中であるか、開発する可能性があります。本「条件」の規定は、かかる技術または製品を当社が開発、取得、ライセンス許諾、保守または配布する権利を制限するものではありません。お客様は、あらゆる「サービス」または「ソフトウェア」の製造、使用、輸入、ライセンス供与、販売の申し込み、または販売を目的として、当社、当社の子会社または関連会社、またはその顧客、代理店または請負業者に対して、お客様の「デベロッパーソフトウェア」を対象としてお客様が所有するいかなる特許も主張しないことに同意するものとします。また、これは非排他的な関係であることに同意するものとします。

5.16 **エンドユーザーサポート。**お客様のデベロッパーソフトウェアのエンドユーザーにサポートを提供する責任はお客様にあります。

6. **手数料、収益分配および支払処理。**

6.1. **当社が課す料金。**当社は、お客様の「デベロッパーソフトウェア」上で、または「デベロッパーソフトウェア」を通じて、あるいは「デベロッパーソフトウェア」によって統合または有効化することができる当社の「ポータル」、SDK、API またはそれらに含まれるあらゆる個別の機能、コンポーネントまたは処理機能の使用に対し、（直接または収益分配を通じて）お客様またはお客様の「デベロッパーソフトウェア」のエンドユーザーにいつでも料金を設定するか料金を請求する権利を有します。適用される料金は、当社「ポータル」またはこれらの「条件」で指定されます。

6.2. **当社が支払う料金。**当社が「サービス」を通じて「デベロッパーソフトウェア」を販売するための料金または利益分配を提供する場合、当社は本「条件」の該当するセクションおよび本「サービス」の支払いに関するポリシー（Adobe Exchange のセクション 13.2 など）に従ってお客様に支払うものとし、当社は、支払いに関するポリシーを随時変更する可能性があるため、お客様は定期的にポリシーを確認する責任を負います。「サービス」を介した「デベロッパーソフトウェア」の提出またはアップロードを続ける、または「デベロッパーソフトウェア」を削除しないでおくことにより、お客様は、随時改訂される新しい支払いに関するポリシーに同意したものと見なされます。お客様は「デベロッパーソフトウェア」を無償ソフトウェアとして指定することができます。この場合、Adobe はお客様への責任や支払いを負わずに「デベロッパーソフトウェア」を配付できます。本条件に記載されている場合を除き、Adobe はお客様に対する支払い義務を負いません。当社が「デベロッパーソフトウェア」の体験版を提供する場合、本「条件」の支払い義務は適用されません。

6.3. **Adobe Payment Processor。**お客様への支払いと「サービス」を介した「デベロッパーソフトウェア」の販売を円滑に行うため、当社は Adobe Payment Processor を使用することがあります。「Adobe Payment Processor」により、別途支払いプロセッサ契約を締結し、特定の追加情報を提供する必要が生じる場合があります。デベロッパーソフトウェアの支払いが Adobe Payment Processor によって処理または管理されている場合、お客様は、支払の遅延または不正確さに関連するあらゆる事柄についてアドビが責任を負わないことを承認および同意し、お客様が料金の処理に関連する Adobe Payment Processor との直接の紛争の解決に同意するものとし、さらに、Adobe は、本「サービス」の利用を可能にするために、お客様に関する情報を Adobe Payment Processor および Adobe のサービスプロバイダーと必要に応じて共有することがあります。Adobe は、第三者が使用する機能にアクセスしたり、かかる機能を管理できないため、サードパーティの Web サイトの情報利用は Adobe プライバシーポリシーまたは本「条件」の対象範囲外です。

6.4. **税金およびサードパーティ料金。**お客様は、適用される税金および適用されるあらゆるサードパーティ料金（固定電話料金、携帯電話料金、ISP 料金、データプラン料、クレジットカード手数料、外国為替手数料などを含む）を支払う必要があります。Adobe にはこれらの料金を支払う責任はありません。当社になんらかの手数料が発生した場合、お客様から手数料を徴収する措置を取ることがあります。これらの徴収に掛かる費用はすべてお客様負担となります。

7. 商標。

7.1. **商標ライセンス。**お客様の承認された「デベロッパーソフトウェア」が「サービス」または「ソフトウェア」との接続を提供するか、相互運用し、互換性を持ち、または「サービス」または「ソフトウェア」を介して利用可能であり、そのような使用が、Adobe の Web サイト（adobe.com）の Adobe 商標使用ガイドライン、ブランドガイドラインおよび「ポータル」のその他の適用されるガイドラインまたは制限に準拠することを示す目的でのみ、当社は、お客様の「デベロッパーソフトウェア」、Web サイト、および印刷物および電子的通信に Adobe 商標を使用するための非独占的かつ譲渡不能で取消し可能なライセンスをお客様に許諾します。それらのガイドラインは、Adobe によりいつでも改正および更新される場合があり、お客様は常にその時点で最新のガイドラインを遵守するものとし、本「条件」は、お客様に他の Adobe 商標の使用権を与えるものではありません。

(a) お客様のこれらの利用条件に従った Adobe 商標の使用は、Adobe 商標のいかなる他の権利、権原または権益をお客様に付与するものではないことに同意します。お客様は、Adobe 商標に対する Adobe の所有

権を了承し、Adobe 商標に関連するのれんの価値を認識し、かかるのれんが Adobe の利益のためにのみ効力を生じ、かつ Adobe に帰属することを了承します。お客様は、Adobe、「サービス」または「ソフトウェア」を誹謗するような方法で「Adobe 商標」を使用しないこと、「Adobe 商標」の Adobe ののれんに損害を与えたり、または妨害したりしないこと、Adobe の知的財産権を侵害しないこと、または「デベロッパーソフトウェア」に関する虚偽の陳述または誤解を与えるような陳述をしないことに同意するものとします。

(b) お客様は、(a) これらの利用条件を順守し、(b) Adobe が定める品質基準に準拠し、(c) 「デベロッパーソフトウェア」が作成または使用される管轄権で適用されるすべての法律に準拠していることを条件として、「デベロッパーソフトウェア」との関連においてのみ Adobe 商標を使用することに合意するものとします。要求に応じて、お客様は、Adobe 商標が使用されるすべての場所を当社に通知し、かかる使用の代表的サンプルを当社に提供します。要求に応じて、お客様は、Adobe 商標の品質および使用形態の監視および維持にあたって当社を支援します。通知を受けた場合、お客様は、当社の単独の裁量によりこのライセンス許諾の意図に反していると判断する Adobe 商標の使用を中止する必要があります。お客様による Adobe 商標の使用の削除または変更に関連するあらゆる費用は、お客様が単独で負担するものとします。

7.2. 商標の制限事項。

(a) お客様は、お客様の「デベロッパーソフトウェア」のマーケティングと宣伝にのみ「バッジ」を使用することができます。お客様の「デベロッパーソフトウェア」の UI で「バッジ」を使用することはできません。

(b) お客様は必要に応じて「Adobe サインインボタン」および「サインインテンプレート」を、本「サービス」のログインを特定する、開始する、あるいは容易にする目的でのみ、お客様の「デベロッパーソフトウェア」の UI で使用することができます。お客様は「Adobe サインインボタン」および「サインインテンプレート」を、お客様の「デベロッパーソフトウェア」の UI の内外で本サービスの個別の機能、コンポーネント、またはプロセス機能を特定する目的、あるいはお客様の「デベロッパーソフトウェア」またはその他の方法でマーケティングまたは宣伝する目的で使用することはできません。

(c) お客様は必要に応じて「機能アイコン」を、本「サービス」の個別の機能、コンポーネント、またはプロセス機能を特定する目的でのみ、お客様の「デベロッパーソフトウェア」の UI で使用することができます。お客様は機能アイコンをお客様の「デベロッパーソフトウェア」の UI の内外で、本「サービス」のログインを開始するような方法で、あるいはお客様の「デベロッパーソフトウェア」またはその他の方法でのマーケティングや宣伝を行う目的で使用することはできません。

(d) お客様は、Adobe 商標、単語またはロゴデザイン、または アドビ製品の名前、または類似の名前またはデザインの全体、一部、または省略形を、「デベロッパーソフトウェア」の名前またはお客様の「デベロッパーソフトウェア」の製品アイコンで使用したり、上記のいずれかを含む、または混同するほど類似した Web サイトのドメイン名または商標を登録または登録しようとすることはできません。

8. 終了と削除

8.1. **お客様による終了。** お客様は、SDK または API の使用や、「デベロッパーソフトウェア」を通じた「サービス」または「ソフトウェア」へのアクセスをいつでも停止することができます。このような終了により、未払いの料金を支払うお客様の義務が解消されることはありません。終了時には、お客様は、お客様の「デベロッパーソフトウェア」の配布を停止し、SDK および API の使用を停止し、「デベロッパーソフトウェア」を通じた「サービス」または「ソフトウェア」へのアクセスを停止し、あらゆる「ソフトウェア」または「サービス」との互換性に関する宣伝を停止します。

8.2. **当社による終了。** 当社が、理由の如何にかかわらず、これらの「条件」を終了する、お客様の「サービス」および「ソフトウェア」へのアクセス要求を拒否する、あるいはお客様に割り当てた「API キー」を無効にする場合があります。

8.3. **存続。**お客様が付与した永続ライセンス、当該ライセンス、本「条件」に規定されているお客様の免責義務、Adobe の免責事項または責任の制限、および紛争解決条項は、本「条件」の満了または終了後も存続します。

9. AIR の追加制限事項

9.1. **AIR ビルドツールの配布または変更の禁止。**お客様は、「デベロッパーソフトウェア」を開発する目的に限り、「AIR ビルドツール」と「AIR ランタイムコンポーネント」をインストールして使用できます。お客様は、「AIR ビルドツール」、(ただし、サードパーティライセンスで許可されているファイルを除く) または「AIR ランタイムソフトウェア」は、どのような方法であれ、変更または配布できません。

9.2. **オブジェクトコード再配布可能ファイル。**お客様は、/runtimes/air-captivate/mac フォルダ一、/runtimes/air-captivate/win フォルダ一、lib/aot/lib、/lib/android/lib/runtimeClasses.jar フォルダ一、および/runtimes/air/android/device/Runtime.apk フォルダ一にある AIR「オブジェクトコード再配布可能ファイル」を使用して、お客様の「デベロッパーソフトウェア」に自動的に組み込まれるかたちでのみ配布することができます(つまり、「AIR ビルドツール」の使用の副産物としてのみ組み込まれます)。

9.3. **変更された AIR SDK ソースファイルの配布。**お客様は、(a) 変更したファイルの著作権の所有者を示す著作権表示を含め、(b) 変更した「AIR SDK ソースファイル」と一緒に配布する新しいパッケージやクラス名に「mx」、「mxml」、「flex」、「flash」、「fl」、「adobe」を使用しない場合、単独で、またはデベロッパーに有用な他のコンポーネントとバンドルして、ソースコード形式またはオブジェクトコード形式で重要な変更を加えた「AIR SDK ソースファイル」を配布できます。

9.4. **無許可での使用の禁止。**お客様は、Adobe が文書化していない方法で個々の「AIR ランタイムコンポーネント」と相互作用するソフトウェア(「デベロッパーソフトウェア」を含む)の作成または配布を行わないものとします。お客様は、「AIR ランタイムソフトウェア」のアンインストールされたインスタンスと相互運用するように設計されたいかなるソフトウェア(「デベロッパーソフトウェア」を含む)の作成または配布を行わないものとします。お客様は、インストールを行わないで実行される「デベロッパーソフトウェア」の作成または配布を行わないものとします。お客様は、AIR ビルドツールや AIR SDK の他の部分をインストールまたは使用して、本「条件」で禁止されているソフトウェアを開発することはできません。

9.5. **AVC コーデックの使用。**本製品は、(a) AVC 標準(「AVC ビデオ」といいます)に準拠してビデオをエンコードするため、および/または (b) 個人的で非商業目的の活動に従事する消費者によってエンコードされた、および/または「AVC ビデオ」を提供するライセンスを使用許諾されたビデオプロバイダーから入手した「AVC ビデオ」をデコードするため、消費者の個人的で非商業目的の使用について AVC 特許ポートフォリオライセンスの下で使用許諾されます。他の使用については、ライセンスを許諾または示唆していません。詳細情報は、MPEG LA, L. L. C. <http://www.mpegla.com> から入手できます

9.6. **MP3 コーデックの使用。**お客様は、公開されたランタイム API による場合を除き、ランタイムライブラリ内部の MP3 コーデックにアクセスすることはできません。PC 以外のデバイスで動作したり、SWF、FLV または他のファイル形式内に含まれていない MP3 データをデコーディングしたり、MP3 データ以外のデータが含まれている「デベロッパーソフトウェア」を開発、使用または配布するには、1 つ以上のサードパーティライセンスが必要です。

10. Adobe InDesign の SDK および API の追加制限事項

10.1. InDesign の SDK のおよび API のサンプルコードは、一意のプラグイン ID でコンパイルできます。サンプルコードの変更版または併合版を配布する場合、サンプルコードに含まれる一意のプラグイ

ン ID をお客様固有の一意のプラグイン ID に変えることに同意するものとします。一意のプラグイン ID をリクエストする方法は、当社のウェブサイトを参照してください。

10.2. World Ready Composer の InDesign Server SDK に含まれている API は、Adobe InDesign Server で機能するように設計されたソフトウェアの内部開発に使用することを目的として設計されています。World Ready Composer の API を使って、Adobe InDesign および／または Adobe InCopy と機能するように設計されたソフトウェアの内部開発はサポートされていません。

10.3. お客様が InDesign の SDK を、モバイルデバイスで表示するために当社が所有するファイル形式、.folio および .indd (「ファイル形式」) をレンダリング、拡張、または使用するアプリケーションソフトウェアの開発に使用する場合 (ネイティブ InDesign Overlay およびインタラクティブな機能を含むが、それらに限定されない)、これらの使用は、本「ファイル形式」が「承認されたコンテンツビューア」と共に配布される場合のみ、許可されるものとします。本セクションにおいて「承認されたコンテンツビューア」とは、Adobe ブランドの展開されたコンテンツビューア、または Adobe のコンテンツビューアを展開したお客様の商業ブランド版を意味します。お客様は、モバイルデバイスでの表示を目的としたファイル形式の読み込みまたはコンバートが可能な「デベロッパーソフトウェア」の開発および／または配布を目的として、InDesign の SDK を使用することは許可されていません。ただしこの制限は、JPG、PNG、EPS、PS、EPUB、HTML、PDF、IDML、XML、FLA、および SWF などの他のデジタルファイル形式には適用されません。お客様が、かかるコンテンツを表示および配布する目的で、あらゆる手段であらゆるデバイスにおいて、InDesign の SDK を使ってアプリケーションソフトウェアを開発することは可能です。ただしこれらの開発および配布がこれらの利用条件と矛盾しないやり方で、本ファイル形式を含まない場合に限られます。

11. Adobe Stock SDK および API の追加制限事項

11.1. **キャッシュ。**お客様は、合理的期間以外に、および「デベロッパーソフトウェア」を操作するために必要な期間を超えて、API を通じて取得したいかなる作品またはその他のデータをキャッシュしたり保存したりすることはありません。本追加条件が終了するか、または Adobe からの要求があれば、お客様は、作品のすべてのバージョンを直ちに削除します。

11.2. **比較。**お客様は、Adobe Stock とその競合との間で価格またはその他の面を比較したり、または Adobe Stock の競合の商品やサービスを宣伝するために API を使用することはありません。

11.3. **免責事項。**お客様の API クライアントに次の免責事項を記載する必要があります。「この製品は Adobe Stock の API を使用していますが、Adobe が認定、保証、または後援するものではありません。[お客様名] と Adobe は提携関係になく、または関連会社でもありません。」

11.4. **作品の表示。**作品は、当社および当社の貢献者の財産であり、著作権、商標およびその他の同様の権利に関する法律を含む知的財産法によって保護されています。作品は、(本追加条件で許可されている以外の方法で) 複製、配布、変更または表示することはできません。お客様は、「デベロッパーソフトウェア」に表示されている各作品上またはその隣に貢献者の名前を以下の形式で確実に表示する必要があります: 「著者名/Adobe Stock」。お客様が作品の作成者または所有者であると記載したり、または示唆したりしないでください。お客様は、作品または作品に対する帰属を不明瞭にする、または改変する広告やその他の素材を配置したり、またはサードパーティがかかる広告やその他の素材の配置を許可することはできません。お客様は、素材がアダルトコンテンツを含んでいる、またはアダルトコンテンツを表示する場合、違法行為またはタバコの販売を促進している場合、または名誉毀損、違法、わいせつまたは下品 (ポルノ、エスコートサービス、または風俗店や類似した場所を含みますがこれらに限定されません) である場合、作品の近くまたは隣にかかる素材を配置したり、またはサードパーティにかかる素材の配置を許可することはできません。

11.5. お客様の「デベロッパーソフトウェア」は、「Powered by Adobe Stock」の書式で Adobe Stock への帰属をはっきりと目立つように表示し、<http://stock.adobe.com> へハイパーリンクし、「デベロッパーソフトウェア」のエンドユーザーが視認できる必要があります。

11.6. 別途書面による同意書で明示的に許可されている場合を除き、本追加条件の下で「作品」として定義されていない、Adobe Stock から利用可能なコンテンツを表示またはライセンスするために API を使用することはできません（ビデオ、3D コンテンツ、プレミアムコンテンツ、「エディトリアル専用」と指定されているコンテンツ、および「標準」と指定されていないその他すべてのコンテンツなど）。

11.7. お客様は、作品を販売またはライセンスしたり、「デベロッパーソフトウェア」からスタンドアロンファイルとして作品のダウンロードを許可することはできません。

11.8. お客様は、検索 API を使用して、「デベロッパーソフトウェア」を通じてサムネイルまたは透かし付きバージョンの作品を表示したり、Adobe Stock から直接ライセンスを購入またはダウンロードするユーザーを Adobe Stock ウェブサイトにリダイレクトすることができます。

11.9. お客様は、当社との別途書面による合意に従って、アフィリエイト、紹介、または類似のパートナープログラムへの参加を通じて、API の使用による収入のみを得ることができます。お客様は、他の商業目的で API を使用することはできません。また、当社の書面による同意がない限り、お客様はお客様の「デベロッパーソフトウェア」のユーザーに料金を請求できません。

11.10. お客様は、ライセンシング API を (a) お客様の Adobe Stock 顧客契約に基づいて作品のライセンスを許諾する、または、(b) お客様の「デベロッパーソフトウェア」を通じて Adobe Stock にログインしているユーザーが、当社との顧客契約に従って前払いで作品のライセンスを許諾できるようにする目的でのみ使用することができます。API クライアントを通じてライセンスが許諾された作品のすべての使用には、該当する Adobe Stock 顧客契約が適用されます。

11.11. お客様は、お客様の「デベロッパーソフトウェア」を通じて Adobe Stock 顧客アカウントにアクセスするための明示的な許可を各ユーザーがお客様に与える必要がある場合、ユーザーがお客様の「デベロッパーソフトウェア」を通じて各 Adobe Stock 顧客アカウントにログインできるようにする目的のみ、ログイン API を使用することができます。

11.12. Adobe Stock の顧客がお客様の「デベロッパーソフトウェア」を自身の Adobe Stock アカウントで認証する場合、お客様は、当社がお客様へ提供するトークンを保存することができます。

11.13. お客様は、顧客または当社の要求に応じて、または顧客が自身のアカウントを閉鎖した場合、あらゆる Adobe Stock の顧客のコンテンツまたはトークンを含む他の情報を直ちに削除する必要があります。

11.14. Adobe は、いつでも作品のライセンス許諾を中止し、作品のダウンロードを拒否することができます。

12. Adobe Typekit API の追加制限事項

12.1. **公開された Web サイトのための Typekit キット。**「Web Font Preview API」または「Web Open Font Format (WOFF)」は、公開された Web サイトの Typekit フォントを読み込むために使用しないでください。代わりに、Typekit キットを Typekit フォントを発行した Web サイトを読み込むために使用してください。

12.2. **Web オーサリング。**Typekit Web フォントは、HTML として発行され、Typekit キットを含むコンテンツの Web オーサリングのみに使用できます。お客様が Typekit Web フォントを PDF やグラフィック形式など他の形式に変換またはラスタライズすることは禁じられています。

12.3. **Typekit ロゴ。**お客様の「デベロッパーソフトウェア」は、<https://platform-assets.typekit.net/typekit-logo.svg>にある Typekit のロゴマークをはっきりと目立つように表示し、

Typekit フォントが Adobe によって提供されていることを示してください。お客様による Typekit ロゴの使用は、「ブランドガイドライン」の対象となります。

12.4. **エンドユーザー使用許諾契約書。**お客様の「デベロッパーソフトウェア」には、エンドユーザーの使用許諾契約書を含める必要があります。お客様のエンドユーザー使用許諾契約には、Adobe の「条件」と一貫しない条項は含まれていないことがあります。

12.5. **お客様の「デベロッパーソフトウェア」の提出。**「デベロッパーソフトウェア」を発売する前に、承認のために「デベロッパーソフトウェア」提出する必要があります。本「条件」のセクション 4.1 は、お客様の「デベロッパーソフトウェア」に適用され、当社は独自の裁量でお客様の「デベロッパーソフトウェア」を承認または却下することがあります。

13. Adobe Exchange の追加制限事項

13.1. **エンドユーザー使用許諾契約書。**「Adobe Exchange ポータル」を通じて配布するために提出された「デベロッパーソフトウェア」には、お客様独自のエンドユーザー使用許諾契約書を含める必要があります。

13.2. **料金と収益分配。**「Adobe Exchange ポータル」に提出され、「Adobe Exchange Service」を通じて配布される「デベロッパーソフトウェア」については、当社は本「条件」および <https://partners.adobe.com/exchangeprogram/creativecloud/support/ae-payment-policy.html>（または後継者のウェブサイト）（総称して、「Adobe Exchange 支払いに関するポリシー」）にある現行の支払いに関するポリシーに従い、お客様に対し、販売額からキャンセル、返品、および返済分を差し引いた支払いを行います。当社は「Adobe Exchange 支払いに関するポリシー」の見直しを随時行います。定期的にそれらのレビューを行うのはお客様の責任です。「Adobe Exchange ポータル」での「デベロッパーソフトウェア」の提出またはアップロードを続ける、または Adobe Exchange Service に「デベロッパーソフトウェア」を置いておくことにより、お客様は、随時改訂される新しい支払いに関するポリシーに同意したものと見なされます。お客様は「デベロッパーソフトウェア」を無償ソフトウェアとして指定することができます。この場合、Adobe はお客様への責任や支払いを負わずに「デベロッパーソフトウェア」を配付できます。本条件に記載されている場合を除き、Adobe はお客様に対する支払い義務を負いません。当社が「デベロッパーソフトウェア」の体験版を提供する場合、「Adobe Exchange 支払いに関するポリシー」またはあらゆる支払い義務の対象とはなりません。

13.3 **お客様のデベロッパーソフトウェアの提出。**「Adobe Exchange ポータル」を通じて提出する「デベロッパーソフトウェア」のバージョンは、現在の承認ガイドラインと「Adobe Exchange ポータル」および「ブランドガイドライン」の標準ポリシーに準拠し、お客様独自の品質保証テストに合格している必要があります。セクション 4.1 の承認要件は、お客様の「デベロッパーソフトウェア」に適用され、当社は独自の裁量でお客様の「デベロッパーソフトウェア」を承認または却下することがあります。お客様は、「Adobe Exchange Service」で利用可能になった場合に限り、承認された「デベロッパーソフトウェア」を販売する権利を持ちます。Adobe が理由の如何を問わず、お客様になんら法的責任を負うことなく、「Adobe Exchange Service」から「デベロッパーソフトウェア」を削除する可能性があることについて、お客様は同意し了承するものとします。

14. Document Cloud の追加制限事項。

14.1. **非公開 API。**アクセス権が付与された時点で一般向けに文書化されていない API は、一般に表示または公開することはできません。このような未公開の API の使用には、機密保持の追加義務が課されることがあります。

14.2. お客様は、Adobe の書面による承認なしに、サードパーティによって、デジタル署名の検証機能または Adobe 電子署名サービス機能の変更、置き換え、または検証を試みることは行わないと共に、行うことができません。

14.3. お客様の「デベロッパーソフトウェア」で「MegaSign」機能の使用を統合することはできません。

Developer Terms-ja_JP-20180605_2200